

令和8年度第1回東大和市個人情報保護審議会会議要録

1 日時 令和8年5月11日（月）午後3時から3時30分

2 場所 東大和市役所 301会議室

3 出席者

（1）審議会委員

田村会長、池田職務代理者

辻委員、佐竹委員、奥田委員、横山委員、関田委員

（2）事務局

矢吹行政管理部長、岩野総務課長、松本主任

4 議題

東大和市個人情報保護審議会の廃止について

5 会議の公開

会議は公開により開催した。傍聴人：0人

6 議事

（1）開会

行政管理部長が、会議の成立を報告し、開会あいさつを行った。

（2）東大和市個人情報保護審議会の廃止について

総務課長が、議案の説明を行った。質疑応答や協議の内容は以下のとおり。

委員：資料中の「個人情報保護委員会」とはどのような機関か。

事務局：個人情報保護の法令遵守に関して国で設置している機関である。

委員：東大和市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の機能を、東大和市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に集約させることについて、審査会の意向は。

事務局：令和8年5月15日に審査会を開催する予定であり、そこで説明する予定である。

委員：審議会の機能を審査会に集約させる流れは他市にもあるのか。

事務局：他市において、現状の審議会や審査会の形態を変えたり、審議会を廃止する話は聞いていない。

委員：審議会の設置については、市が決めることなので、市の判断で、審議会を廃止し、その機能を審査会に集約したいというのであれば、特段の問題はないものと思う。

委員：他市では、審議会があっても審査会が無い自治体もあるが、そちらの方針について検討しなかったのか。

事務局：審議会があっても審査会の無い自治体は、その審査会の代替機能を行政不服審査会が担っている場合があり、各自治体の考えによって方針を決めていると認識している。当市としては審議会を廃止する方針をとりたい。

委員：審査会の委員には市民がいるのか。

事務局：委員には市民もいる。

委員：審査会の委員は何人か。

事務局：委員は5名である。

委員：行政に市民の声を反映させることは、とても大事なことであり、審査会の委員に市民がいるのであれば、審議会の機能を審査会に集約させることについて承諾できる。

委員：（令和五年度の個人情報保護法の改正の施行以降）諮問案件が出ていないので、審議会の機能を審査会に集約させることについては特段の問題は無いと思われる。審査会の負担増については、若干心配ではあるが。

委員：組織の効率化によって（委員となっている）市民の負担を減らすことも大事であり、審議会を廃止し、その機能を審査会に集約させることに至ったのは非常に良いと思う。

委員：（令和五年度の個人情報保護法の改正の施行以降の）直近三年間は報告事項しかなかったもので、それを踏まえると審議会の方の役割は終えたのかなというのが私の思うところである。

委員：（組織の）軽量化はすごく良いことと思っており、適正な税の使われ方となってくれば良い良いと思っている。

委員：審査会の開催頻度は。

事務局：実績ベースでは、年に1～2回である。

委員：審議会廃止にかかる条例改正はいつ頃予定しているのか。

事務局：6月の令和8年第2回定例会の議案提案を予定している。

会長：議題については、審議会として了承した。

7 閉会